

社会福祉法人桜福社会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜福社会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5)報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事、監事の報酬は、理事会出席の都度、謝金として一人一律1万円とする。なお、監事については監査の都度、謝金として一人一律1万円とする。

5 この法人の評議員の報酬は、評議員会出席の都度、謝金として一人一律1万円とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員及び評議員の報酬は、会議、監査後に支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項があれば、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年 6月16日(定時評議員会の議決日)から施行する。